

成年後見制度の利用支援に関する調査結果報告書

平成 28 年 3 月

認定非営利活動法人

成年後見センターもりおか

平成 27 年度公益財団法人いきいき岩手支援財団助成事業

目 次

1	調査概要	-----	2
2	調査結果	-----	3
3	考察	-----	9
4	集計表	-----	11
5	自由記載 1、2	-----	18

1 調査概要

(1) 調査の目的

認知症の方や障がいのある方を支援している県内の地域包括支援センター及び障がい者一般相談事業所を対象に、成年後見制度の利用支援に関するアンケートを実施し、制度利用支援の現状と課題を明らかにするとともに、今後の対応方向について検討を行い、岩手県における成年後見制度の推進と普及に貢献することを目的とする。

(2) 調査の対象

WAM ネット及び岩手県庁ホームページに掲載されている県内の地域包括支援センター（53 箇所）と障がい者相談支援事業所（89 箇所）の計 142 箇所（この調査では「事業所」と言う。）。

(3) 調査期間

2016 年 1 月上旬に調査表を発送し、1 月下旬に回収した。

(4) 調査方法

調査への協力依頼文書、返送用封筒とともに調査表を郵送し、無記名での返送を依頼した。なお、調査への回答は、事業所としての回答をお願いした。

(5) 倫理面での配慮、個人情報保護及び公表

調査への協力依頼文書には、次のとおり記載して協力を得た。

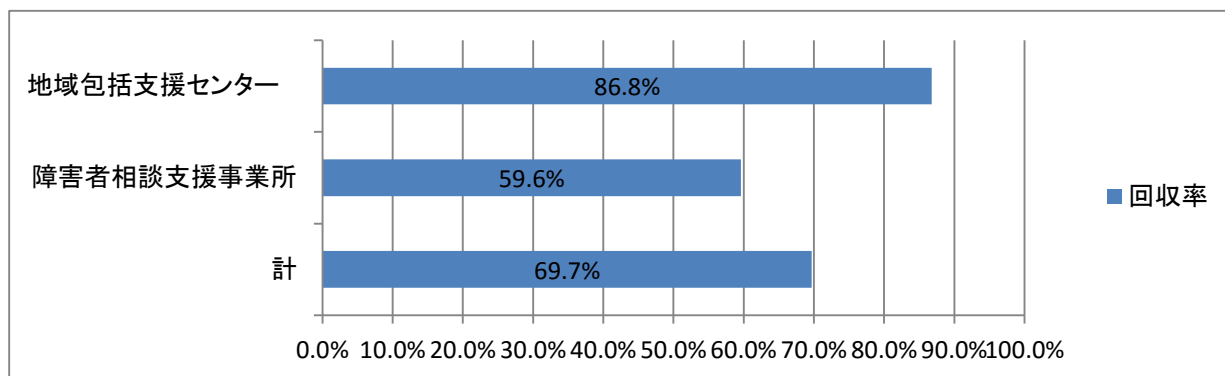
- ・ 調査への協力は任意であり、協力の有無によって不利益を受けることはない。
- ・ 調査結果は調査の目的以外に使用しないこと。
- ・ 無記名式で実施し、回答者特定の可能性はないこと。
- ・ 回収した調査表については、ID を付して処理すること。
- ・ 自由記載欄の記載内容については、個人情報等について配慮の上、そのまま掲載する可能性があること。
- ・ 調査表は、調査報告書作成後速やかに廃棄すること。
- ・ 「調査報告書」を作成し、各調査対象事業所、関係機関・団体に配布公表するとともに、当センターホームページで公表すること。また、調査結果の概要等について、調査目的の範囲内で、学会、研究会、講演会等で発表することがあること。

2 調査結果

(1) 回収率

地域包括支援センター(調査対象数 53 カ所)では 46 カ所からの回答があった。回収率は 86.8%となった。障がい者相談支援事業所(調査対象数 89 カ所)では 53 カ所からの回答があり、回収率は 59.6%であった。

全体(調査対象数 142 カ所)では 99 カ所の事業所から回答があり、回収率は 69.7%であった。

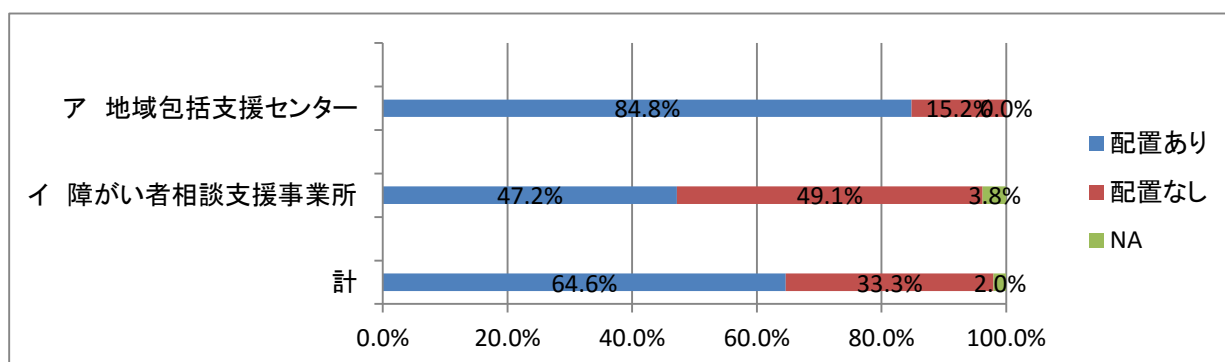


(2) 事業所について

① 専門職種の配置状況

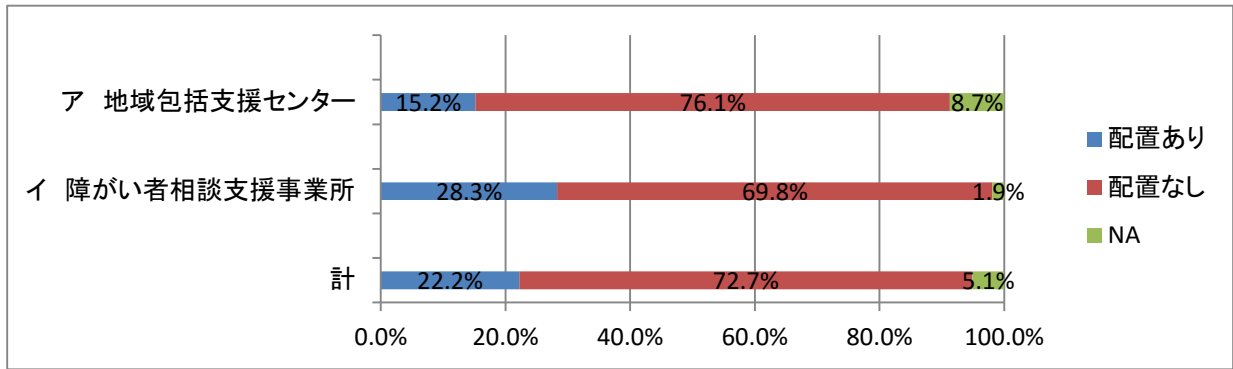
ア) 社会福祉士

社会福祉士を原則として配置することとされている地域包括支援センターでは、約 85%の配置状況であり、障がい者相談支援事業所では、配置している事業所は 50%に満たない。全体では、約 65%の事業所に配置されている。



イ) 精神保健福祉士

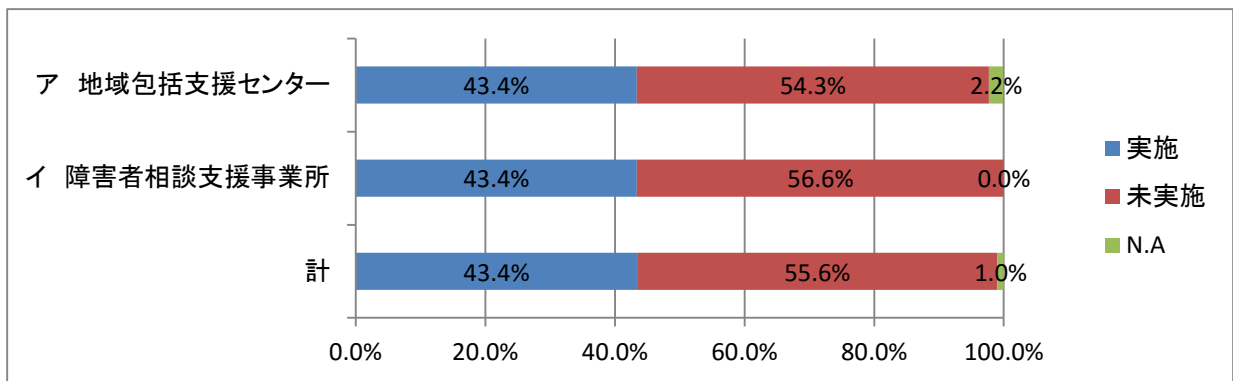
障がい者相談支援事業所では 30%弱の事業所に配置されているが、地域包括支援センターでは、15%程度の配置となっている。全体では、22.2%の配置となっている。



② 成年後見制度に関する研修の実施状況

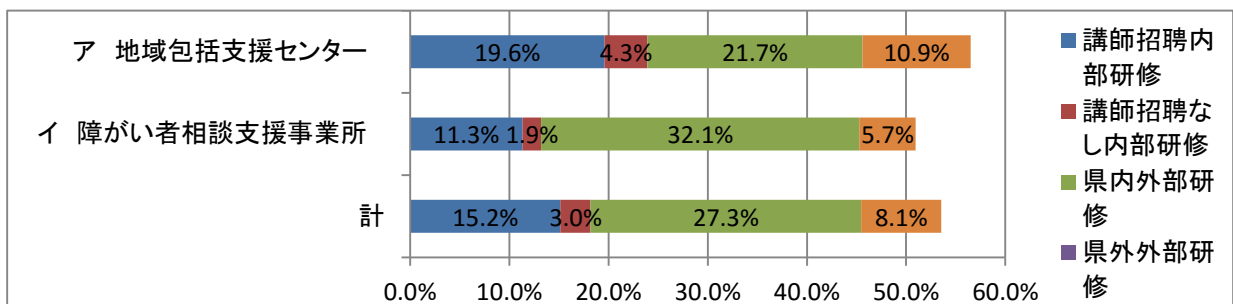
成年後見制度に関する研修を、平成 26 年度、27 年度において「実施」（予定を含む）している事業所は、40%以上となっている。地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所ともほぼ同じ実施状況となっている。

なお、地域包括支援センターと障がい者相談支援事業所が同じ値となっているが、小数点第 2 位で四捨五入した結果である。



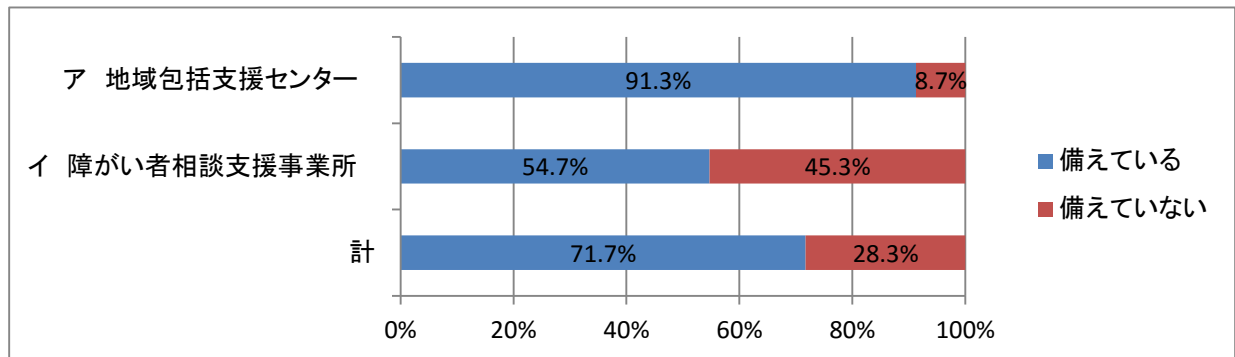
③ 実施した研修内容（割合は、回答数に対する割合）

「県内開催の外部研修」参加が最も多く、次いで、「講師招聘内部研修」となった。地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所とも類似した傾向となっている。



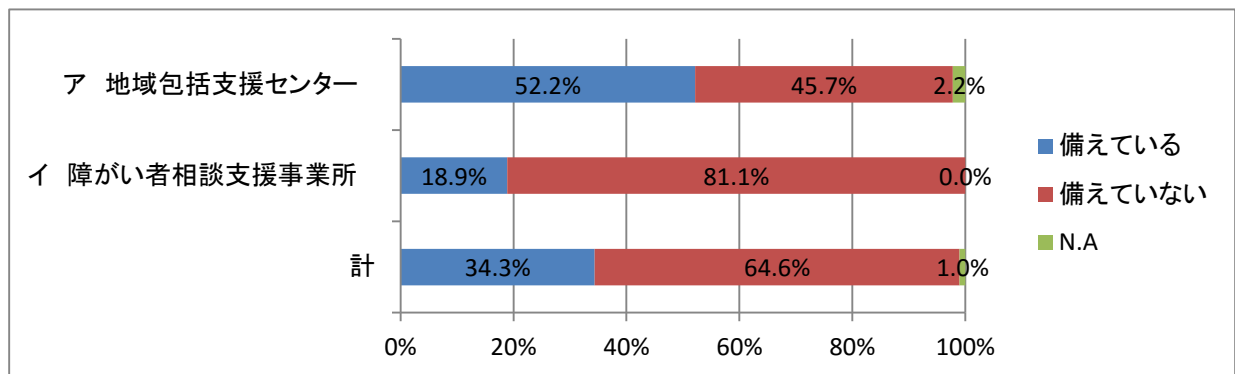
④ 成年後見制度に関する説明用リーフレット等を備えているか

地域包括支援センターでは、9割以上の事業所が備えているが、障がい者相談支援事業所では、備えているのは5割強となっている。



⑤ 成年後見制度の利用支援に関する相談支援マニュアル等を備えているか

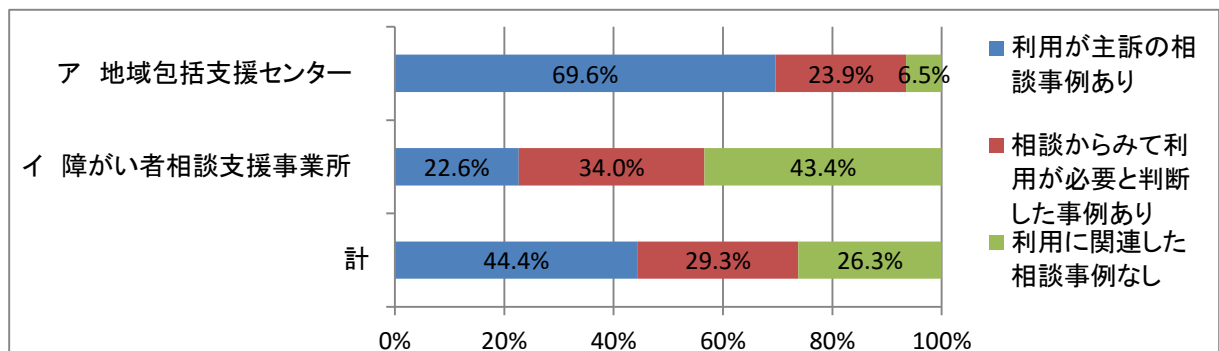
地域包括支援センターでは、5割強の事業所で備えているが、障がい者相談支援事業所では、備えているのは2割に満たない。



(3) 平成27年度における成年後見制度の利用支援について

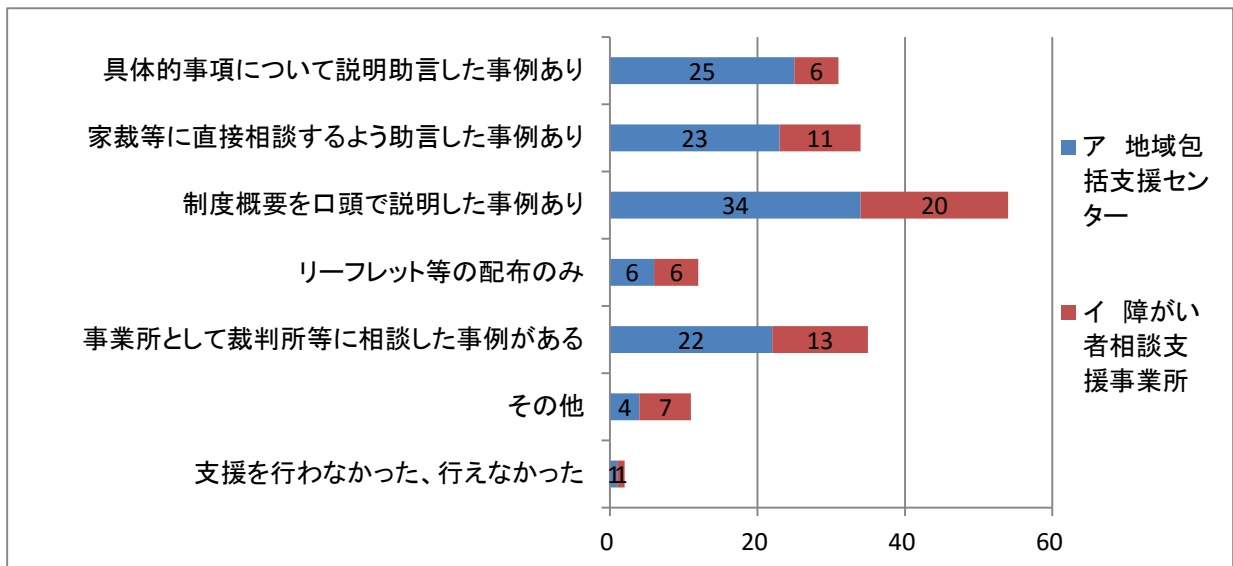
① 平成27年度の成年後見制度の利用支援に関連する相談事例の有無

地域包括支援センターでは、9割以上の事業所で成年後見制度の利用支援に関連する相談事例があったが、障がい者相談支援事業所では、成年後見制度の利用支援に関連する相談事例があった事業所は6割弱となっている。



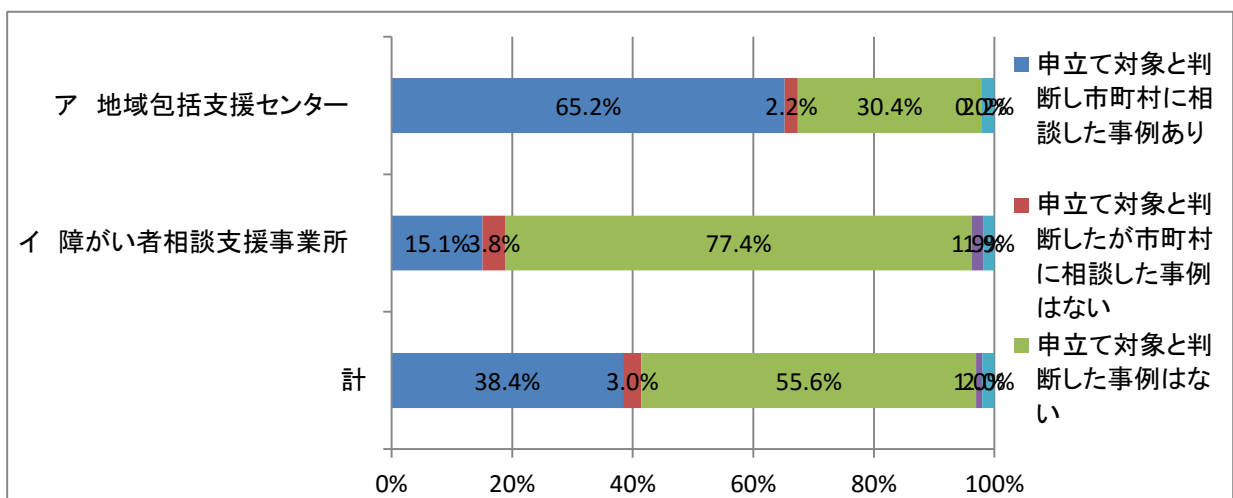
② 具体的にどのような支援を行ったか（複数回答、グラフには実数を示してある。）

「成年後見制度の概要について、口頭で説明を行った事例がある。」が最も多くなっている。次いで、「事業所として、相談先（家庭裁判所、市町村、弁護士、司法書士、成年後見センターもりおかなど）に相談した事例がある。」、「相談先（家庭裁判所、市町村、弁護士、司法書士、成年後見センターもりおかなど）に直接相談するよう助言した事例がある。」となっている。



③ 市町村長申立について

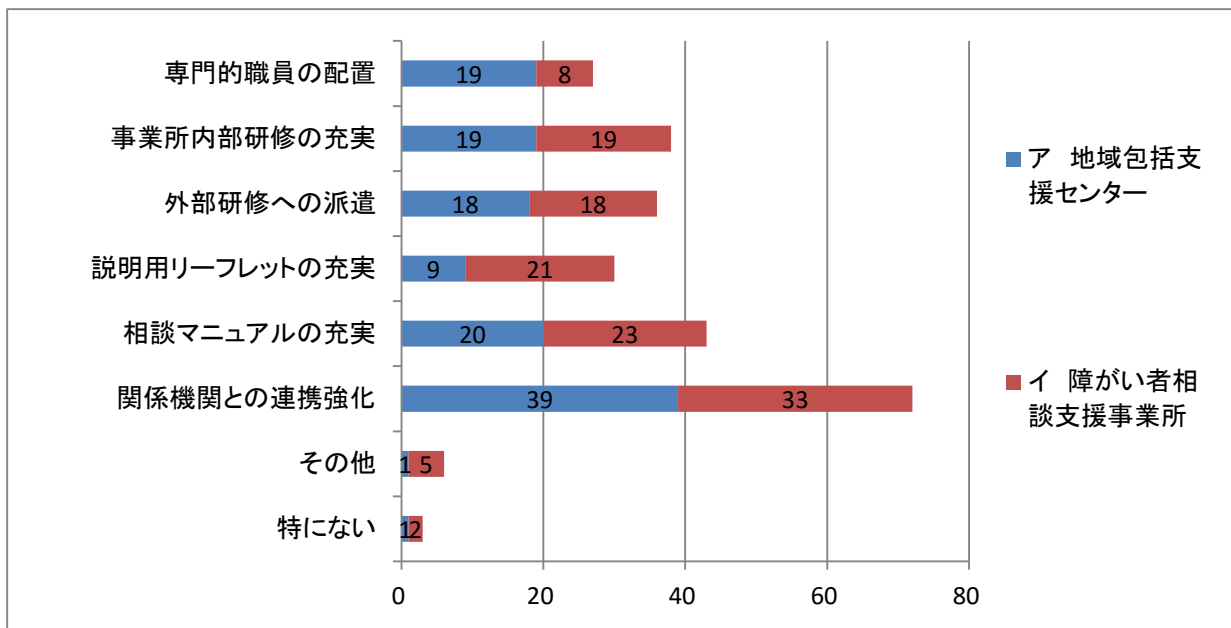
「ケースワークの過程で市町村長申立の対象と判断し、市町村に相談した事例がある。」のは、地域包括支援センターでは約 65%となっているが、障がい者相談支援事業所では、約 15%となっている。



(4) 成年後見制度の利用支援のために事業所として充実したいこと

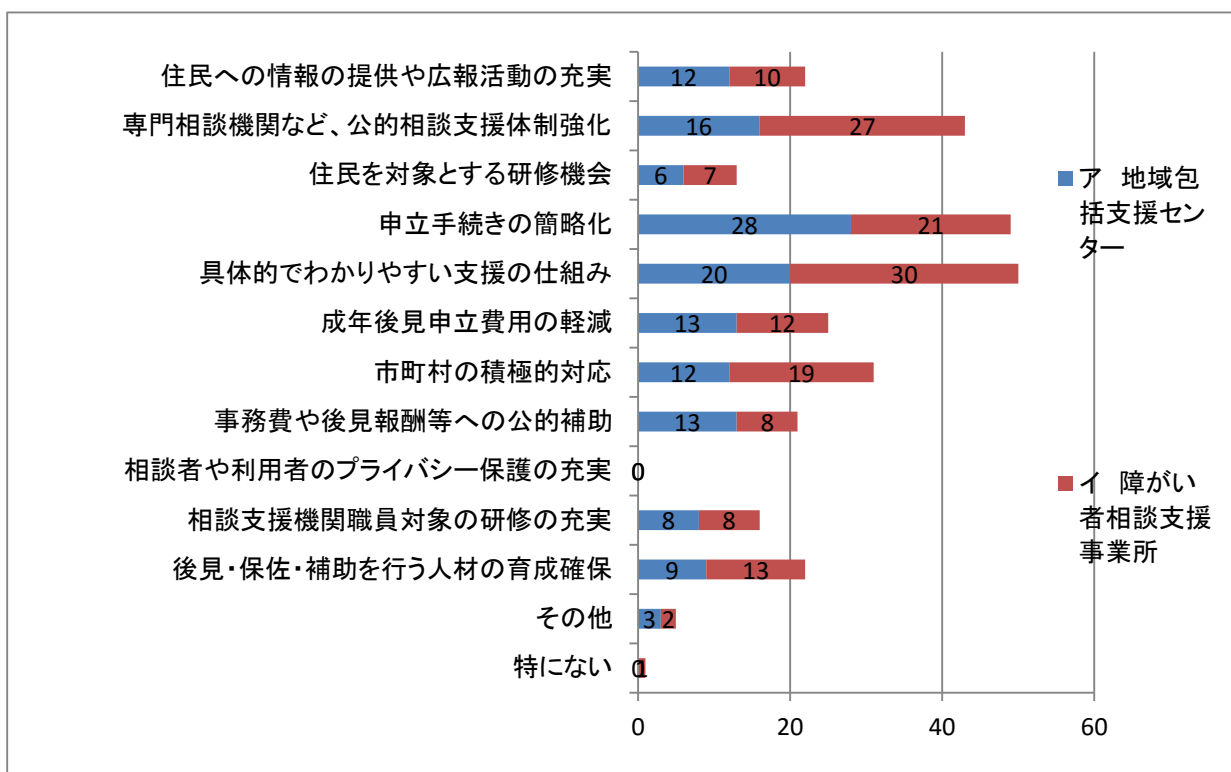
「関係機関との連携の強化」が 72 事業所、「相談マニュアルの充実」が 43 事業所、

「事業所内部での職員研修の充実」が38事業所などとなっている。



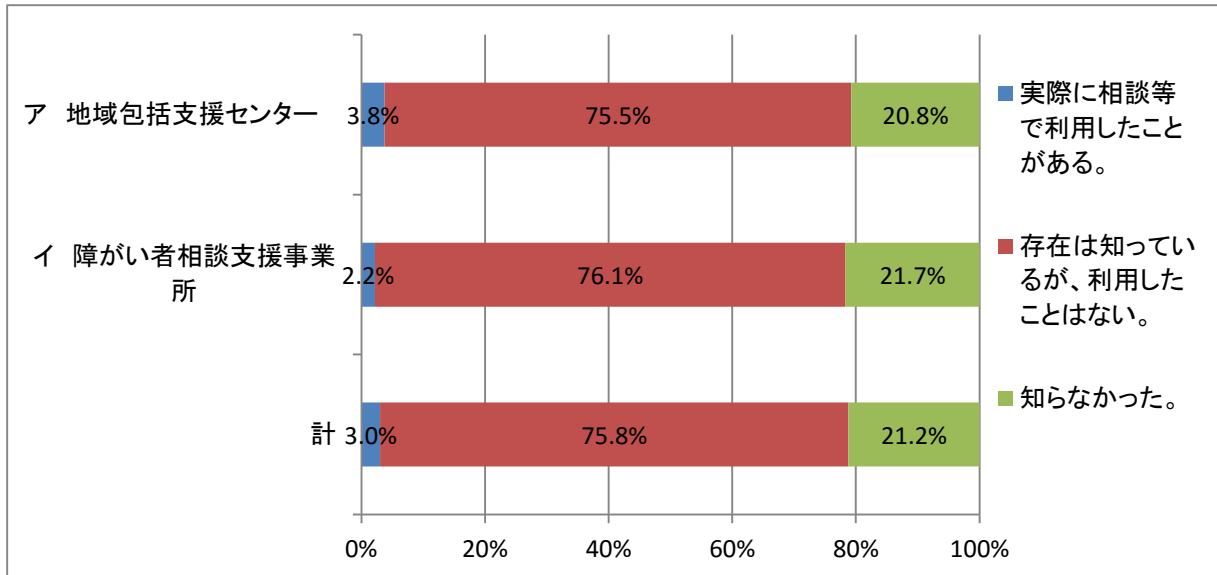
(5) 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと

「成年後見申立手続きの具体的でわかりやすい支援の仕組みづくり。」が50事業所と最も多く、次いで「成年後見申立手続きの簡略化。」、「市町村が中心となり、成年後見制度の利用に関する専門的な相談機関の設置や確保など、公的相談支援体制の強化。」などとなっている。



(6) 成年後見センターもりおかについて

「実際に相談等で利用したことがある。」と回答したのは全体の3%に過ぎなかったが、4分の3以上の事業所に存在は知られているという結果となった。



3 考察

- 回収率が約 70%となり、多くの事業所からご協力をいただいた結果となった。各事業所が、成年後見制度の利用支援について関心を持ち、それぞれの地域での取り組みがなされていることがうかがわれる。
- 専門職種の配置では、地域包括支援センターでは約 9 割、障害者相談事業所では約 6 割の事業所で専門職種が配置されている結果となった。社会福祉士や精神保健福祉士は、養成課程において成年後見制度に関する学習を行うことが必須とされており、制度利用支援を的確に進めるためには、これら職種の配置拡大が必要と考えられる。
- 「成年後見制度に関する研修の実施状況」では、平成 26 年度及び 27 年度の調査時点までの研修実施状況を確認した。半数近い事業所で成年後見制度に関する研修が何らかの形で実施されている。実施した研修としては、県内で実施された研修の場への参加が最も多くなっている。

今後は、制度理解を前提とした制度活用による支援事例検討など、ケースワークの視点からのより実地的な研修も必要になってくるものと考えられる。

- 成年後見制度に関する説明用リーフレット等は、ほとんどの地域包括支援センターで備えられている。障がい者相談支援事業所では、備えているのは 5 割強となっている
- また、成年後見制度の利用支援に関する相談支援マニュアル等を備えているのは、地域包括支援センターでは半数以上となっているが、障がい者相談支援事業所では、備えているのは 2 割に満たない。

障がい者の権利擁護や生活支援を進める上で成年後見制度は重要な役割を果たしており、制度説明用リーフレットや利用支援に関するマニュアルを備えておくことは、相談支援に関する事業所として必要な事項と考えられる。

- ほとんどの地域包括支援センターでは、成年後見制度の利用支援に関連する相談事例があり、障がい者相談支援事業所では 6 割弱の事業所で利用支援に関連する相談事例があった。各事業所は、成年後見に関連する事項についても、一定の役割を果たしていることがわかる。

成年後見制度利用支援の具体的内容では、口頭での制度概要の説明が最も多いが、事業所が専門機関等に出向くなどの対応も行われている。

- 市町村長申立については、地域包括支援センターの約 3 分の 2 において市町村に相談を行っており、積極的な取り組みがなされている。一方、障がい者相談支援事業所では、市町村に相談したのは 15%程度に止まっている。

成年後見制度について、事業者が市町村と連携しながら、市町村長申立制度などの活用を図り、対象者の権利擁護を着実に進める必要があると考えられる。

- 成年後見制度の利用支援のために事業所として充実したいこととしては、関係機関との連携を上げた事業所が最も多くなっている。

制度を的確に活用するためには、各関係機関との連携が不可欠である。例えば、千葉県や弘前市などにおいては、成年後見について自治体として支援する体制が整備されており、本県においても、このような公的な支援体制の整備が、県段階や市町村段階（広域も含む）整備される必要があると考えられる。

- 成年後見制度を利用しやすくするために必要なことでは、利用支援に関する事項が多くなっており、上記の関係機関との連携を含め、利用支援体制の整備が求められていると考えられる。
- 「成年後見センターもりおか」については、利用した事業所は少数であるが、多くの事業所に認知されていることがわかる。
- 自由記載欄では、多くの事業所から様々な内容の記載がなされている。各事業所が、成年後見制度の利用支援において、様々な困難に直面しながら、熱心な取り組みをしていることがうかがえる内容となっている。
特にも、市町村長申立てについて苦労や困難があったことをうかがわせる内容が多くなっている。予算、事務処理のノウハウなど多様な課題があることが指摘されている。

4 集計結果

1 貴事業所について

(1) 貴事業所は、次のどれに該当しますか。(○は1つ)

	調査対象数	回答数	回答率
ア 地域包括支援センター	53	46	86.8%
イ 障害者相談支援事業所	89	53	59.6%
計	142	99	69.7%

(2) 貴事業所には、次の資格保有者が専任で配置されていますか（常勤、非常勤を問わない）。次の項目の該当するものに○を1つ付けてください。

	社会福祉士			精神保健福祉士			計
	配置あり	配置なし	NA	配置あり	配置なし	NA	
ア 地域包括支援センター	39 84.8%	7 15.2%	0 0.0%	7 15.2%	35 76.1%	4 8.7%	46 100.0%
イ 障害者相談支援事業所	25 47.2%	26 49.1%	2 3.8%	15 28.2%	37 69.2%	1 1.9%	53 100.0%
計	64 65.4%	33 33.3%	2 2.0%	22 22.2%	72 72.7%	5 5.1%	99 100.0%

以下、表の数値は、
上段＝度数
下段＝%

(3) 貴事業所では、平成26年度、平成27年度の最近2年間で、成年後見制度に関する何らかの研修を事業所として実施しましたか（確定している予定を含む）。(○は1つ)

	実施済み・実施予定あり	未実施・実施予定なし	無回答	計
ア 地域包括支援センター	20 43.4%	25 54.3%	1 2.2%	46 100.0%
イ 障害者相談支援事業所	23 43.4%	30 56.6%	0 0.0%	53 100.0%
計	43 43.4%	54 55.6%	1 1.0%	99 100.0%

- (4) 「1-(3)」で「ア」と回答された場合に伺います。どのような研修を行いましたか（予定を含む）。該当する項目すべてに○をつけてください。なお、職員の方が個人的に参加した研修は除き、事業所として実施した研修について回答してください。

	講師を招聘した 事業所内部での 研修	講師を招聘しな い事業所内部で の研修	県内で開催され た外部の研修会 への職員派遣	県外で開催され た外部の研修会 への職員派遣	学会や研究会へ の派遣参加	その他
ア 地域包括 支援センター	9 19.6%	2 4.3%	10 21.7%	0 0.0%	0 0.0%	5 10.9%
イ 障害者相 談支援事業所	6 11.3%	1 1.9%	17 32.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 5.8%
計	15 15.2%	3 3.0%	27 27.3%	0 0.0%	0 0.0%	8 8.1%

- (5) 貴事業所では、成年後見制度に関する相談者への説明用リーフレット等（行政機関等が作成したもの、市販のものなどを含みます。）を備えていますか。（○は1つ）

	備えている	備えていない	計
ア 地域包括支援セ ンター	42 91.3%	4 8.7%	46 100.0%
イ 障害者相談支援 事業所	28 54.7%	24 45.3%	52 100.0%
計	71 71.7%	28 28.3%	99 100.0%

(6) 貴事業所では、成年後見制度の利用支援に関する相談支援マニュアル等（行政機関が作成したもの、市販のものなどを含みます。）を備えていますか。（○は一つ）

	備えている	備えていない	無回答	計
ア 地域包括支援センター	24 52.2%	21 45.7%	1 2.2%	46 100.0%
イ 障害者相談支援事業所	10 18.9%	43 81.1%	0 0.0%	53 100.0%
計	34 34.3%	64 64.6%	1 1.0%	99 100.0%

2 平成 27 年度における成年後見制度の利用支援についてお伺いします。

(1) 平成 27 年度において、成年後見制度の利用に関連する相談事例はありましたか。（○は 1 つ）

	成年後見制度の利用が主訴に含まれる相談事例があった。	成年後見制度の利用が主訴に含まれる相談事例はなかったが、相談内容からみて成年後見制度の利用が必要と考えられた事例があった。	成年後見制度の利用に関連した相談事例はなかった。	計
ア 地域包括支援センター	32 69.6%	11 23.9%	3 6.5%	46 100.0%
イ 障害者相談支援事業所	12 22.6%	18 34.0%	23 43.4%	53 100.0%
計	44 44.4%	29 29.3%	26 26.3%	99 100.0%

- (2) 「2-(1)」で「ア」もしくは「イ」に回答された場合に伺います。成年後見制度の利用支援として、具体的にどのような支援を行いましたか。次の項目のうち、該当する項目全てに○印をつけてください。

	必要書類、申立書類の記入方法、申立先などの申立に関する具体的事項についての説明や援助を行った事例がある。	相談先(家庭裁判所、市町村、弁護士、司法書士、成年後見センターもりおかなど)に直接相談するよう助言した事例がある。	成年後見制度の概要について、口頭で説明を行った事例がある。	リーフレット等を配布したのみで、具体的な説明等は行わなかった事例がある。	事業所として、相談先(家庭裁判所、市町村、弁護士、司法書士、成年後見センターもりおかなど)に相談した事例がある。	その他	諸事情により、支援を行わなかった、もしくは、行えなかった事例がある。
ア 地域包括支援センター	25 54.3%	23 50.0%	34 73.9%	6 13.0%	22 47.8%	4 8.7%	1 2.2%
イ 障害者相談支援事業所	6 11.3%	11 20.8%	20 37.7%	6 11.3%	13 24.5%	7 13.2%	1 1.9%
計	31 31.3%	34 34.3%	54 54.5%	12 12.1%	35 35.4%	11 11.1%	2 2.0%

- (3) 成年後見制度に関する市町村長申立について伺います。(○は1つ)

	ケースワークの過程で市町村長申立の対象と判断し、市町村に相談した事例がある。	ケースワークの過程で市町村長申立の対象と判断した事例はあるが、市町村に相談した事例はない。	市町村申立の対象と判断した事例はない	不明。	無回答	計
ア 地域包括支援センター	30 65.2%	1 2.2%	14 30.4%	0 0.0%	1 2.2%	46 100.0%
イ 障害者相談支援事業所	8 15.1%	2 3.8%	41 77.4%	1 1.9%	1 1.9%	53 100.0%
計	38 38.4%	3 3.0%	55 55.6%	1 1.0%	2 2.0%	99 100.0%

3 成年後見制度の利用支援のため、貴事業所として充実したいと考えるのはどのようなことですか。次の項目のうち、充実したいと考える項目3つに○印をつけてください。

	専門的知識技能のある職員 の配置。	専門的講師による講演や事例 検討会の開催など、事業所内 部での職員研修の充実。	事業所外部 の研修への 職員派遣。	相談者用制度 説明リーフレ ットの充実。	相談マニユ アルの充 実。	関係機関と の連携の強 化。	その他	特にな い。
ア 地域包括 支援センター	19 41.3%	19 41.3%	18 39.1%	9 19.6%	20 43.5%	39 84.8%	1 2.2%	1 2.2%
イ 障害者相 談支援事業所	8 15.1%	19 35.8%	18 34.0%	21 39.6%	23 43.4%	33 62.3%	5 9.4%	2 3.8%
計	27 27.3%	38 38.4%	36 36.4%	30 30.3%	43 43.4%	72 72.7%	6 6.1%	3 3.0%

4 成年後見制度を利用しやすくするため、どのようなことが必要と考えますか。次の項目のうち最も必要と考える項目3つに○印をつけてください。

	関係機関からの住民に対する、成年後見制度利用に関する情報の提供や広報活動の充実。	市町村が中心となり、成年後見制度の利用に関する専門的な相談機関の設置や確保など、公的相談支援体制の強化。	住民を対象とする、成年後見制度に関する研修機会の確保増大。	成年後見申立手続きの簡略化。	成年後見申立手続きの具体的でわかりやすい支援の仕組みづくり。	成年後見申立費用の軽減。	市町村長申立など市町村の積極的な対応。	後見・保佐・補助を行う場合の事務費や後見報酬等に対する公的な補助の実施。	相談者や利用者のプライバシー保護の充実。	地域包括支援センターや障害者相談支援事業所などの相談支援機関職員対象の研修の充実。	いわゆる市民後見人の養成など、後見・保佐・補助を行う人材の育成確保。	その他	特にない。
ア 地域包括支援センター	12 26.1%	16 34.8%	6 13.0%	28 60.9%	20 43.5%	13 28.3%	12 26.1%	13 28.3%	0 0.0%	8 17.4%	9 19.6%	3 6.5%	0 0.0%
イ 障害者相談支援事業所	10 18.9%	27 50.9%	7 13.2%	21 39.6%	30 56.6%	12 22.6%	19 35.8%	8 15.1%	0 0.0%	8 15.1%	13 24.5%	2 3.8%	1 1.9%
計	22 22.2%	43 43.4%	13 13.1%	49 49.5%	50 50.5%	25 25.3%	31 31.3%	21 21.2%	0 0.0%	16 16.2%	22 22.2%	5 5.1%	1 1.0%

5 特定非営利活動法人成年後見センターもりおかについてお伺いします。

	実際に相談等で 利用したことが ある。	存在は知っているが、 利用した ことはない。	知らなかった。	計
ア 地域包括 支援センター	1 2.2%	35 76.1%	10 21.7%	46 100.0%
イ 障害者相 談支援事業所	2 3.8%	40 75.5%	11 20.8%	53 100.0%
計	3 3.0%	75 75.8%	21 21.2%	99 100.0%

自由記載 1

番号	事業所種別	1-4 研修内容 その他具体内容	2-2 利用支援内容 その他具体内容	3 充実したいこと その他具体内容	4 利用しやすいために必要なこと その他具体内容
5	2	成年後見センターもりおか齊藤氏に来ていただきました。		成年後見センターもりおかの連携（相談）を日常的にとっていきたい	
8	1			研修や事例を通して支援できるよう職員の資質向上を図る。	
11	2		高齢の知的障がい（軽度）、一人暮らしが利用者としているが、説得がむずかしい。	設備、環境、財政面からその余裕がない。必要性が大きい。	
17	2		申立人と法テラス、家裁同行。書類作成支援。アフターフォロー。本人と通院同行。主治医との連絡調整。		
23	1				法人後見の充実
30	2	市自立支援協議会の親亡き後の生活を考える学習会で研修した。			
39	1				社協などの法人後見
46	1	住民に対する講話（権利擁護の手法として紹介）		成年後見制度利用支援事業要綱の内容の精査	
72	2	圏域内の講師を招き、自立支援協議会生活支援部会で内部研修（勉強会）を行った。	当事者と家族の意見が合わず見送りになった。		
91	2		本人に関わっている広域障がい者就業・生活支援センターの生活支援ワーカーが、制度の概要について説明した。		
95	2		生活保護のワーカーが支援するにあたり、必要な情報を提供した。		
99	2				社会福祉協議会に窓口やお話できる場所を必ず設けて常に開設してほしい。

番号	事業所種別	6 貴事業所において、成年後見制度に関する相談や利用支援を行った中で、ご苦労されたことや課題となったこと	7 成年後見制度に対するご意見やお考えなど	8 成年後見センターもりおかに対するご意見・ご要望等
2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・後見制度について、具体的に制度理解ができていない。 (特に任意後見など) ・市町村申し立てを1件進めたが、市町村側も初めてのケースで、手続き等マニュアル整理しながら進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット等を読んで、流れ等は理解できるが、具体的な動きは、実際やってみないとイメージがわからず、まだまだこれから学ばなければと思います。 	
3	1	職員の知識不足		
5	2		その必要は理解しますが、実務についての解釈がなかなか難しい。又ネックはその費用とも思います。	気軽に相談していきたいと思います。
7	1	<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係や金銭面などで、申し立てに至らないケースが多い。 ・地域性もあり、家族や親族が見守ることが多く、相談自体が少ない。 		
8	1	<ul style="list-style-type: none"> ・遠方にいる家族や兄弟への説明、理解を得るまでに時間がかかり大変だった。 ・書類の準備に手間がかかる。 		
9	2	代理権の具体的内容について、保佐人の場合どこまでもとめたよいものか、対象者を支援(代弁)する者として判断に迷った。	財産管理については、行政書士や司法書士などの専門職(社会福祉士を除く)が後見人になるべきと考える。	
11	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーダーで一人暮らしで生活してきた方を説得し、利用までもっていくことは難しい。 ・仕組みや費用経費が不明確。お金のある人でないと利用できないという意識がある。 		一つ一つ丁寧にがんばってほしい。
17	2	成年後見人に司法書士になったが、申立人の問い合わせにわかりやすく親切に説明してくれなかった。 成年被後見人の家族には、理解するのに時間がかかったり、わかりやすく説明が必要な場合もあるため、もう少し丁寧な対応をして欲しい。	成年被後見人が受給している年金が家族の生活費になっている事がある。被後見人の財産が守られるのは良い事であるが、生活費のあてが無くなった家族へのフォローも大事な事だと感じている。	
18	2	家族からの相談がありますが、一緒に裁判所に行き、手続きの流れについて確認できると、1～2回の同行であれば家族や親族の方が進めてくれるような状況です。 これまでの中で困ったことは、中軽度の知的障害の方が、明らかに搾取されていると思われる状況にありながら、本人は自分の意思としてその相手方の世話を受けると明言し、支援できないことでした。		

番号	事業所種別	6 貴事業所において、成年後見制度に関する相談や利用支援を行った中で、ご苦労されたことや課題となったこと	7 成年後見制度に対するご意見やお考えなど	8 成年後見センターもりおかに対するご意見・ご要望等
20	1	申立に係る一連の書類を集めたり、記入したりするのにかなりの支援が必要なケースが多い。申立に係る事務の部分で適切に伴走支援できる体制が整うと、ハードルが下がり利用しやすい制度になるのではないかと。	市民に対する啓発が重要と考える。分かりやすい講演等を無料、安価で派遣してもらえる制度や事業があるとよい。	
21	2	行政も含めて(市町村)、知識が少ないために、協議決定に時間がかかる。	障害分野の成年後見制度の利用状況や課題についてわからないところがある(現状)	今後、利用したいと考えています。
23	1	後見人不足、申立ての段階で各書類をそろえるのには困難を生じる	今後、益々必要な制度であるため、身近に使える制度になっていく必要があると思います。	特にありません。
24	2	具体的な申立て支援の事例を積み上げていくことが必要と感じている。		
25	2		周りから話を聞くと手続き等が大変とのことですので、簡単なものでできればよいのではと思いました。	今後、お世話になるかもしれませんがその際はよろしくお願ひします。
26	2		<ul style="list-style-type: none"> ・利用されるご本人やご家族等の理解度をしっかり持ってもらいたいと思います。 ・わかりやすい図案化したものがほしいと思います。 	
27	1	<p>四親等内の親族の申立で対応が難しいケースで、本人申立などを進めるときに、本人は入院や施設入所で外出できないケースが多い。</p> <p>申立で必要書類をそろえるために、本人に包括職員個人に委任してもらおう形で、委任状をかいてもらい対応しているケースが何件かある。記入できる場合もあるが、字をかくのもやっとの高齢者もおり苦慮している。</p> <p>また、委任状に包括職員の個人情報をかいてもらうのにも抵抗があり、悩みながら支援をしている。</p>		
30	2	住宅ローンや他の負債、居住地以外の資産の確認や税金の支払い等で、後見申立をする書類を揃えるのに時間がかかる場合や必要処理を揃えている間に申立用の診断書など、3か月以内となっている書類の期限が過ぎてしまう場合	ありません	ありません

番号	事業所種別	6 貴事業所において、成年後見制度に関する相談や利用支援を行った中で、ご苦労されたことや課題となったこと	7 成年後見制度に対するご意見やお考えなど	8 成年後見センターもりおかに対するご意見・ご要望等
34	1	独居の高齢者が増えていて、認知症などで後見が必要となっても、申立てをしてくれる人が見つからない。親族がいても関係が悪く関わりを拒否される場合がある。親族がいると、なかなか市町村申立てにもつながらず成年後見が開始になるまでに2年程かかったケースがあった。今後もそういったケースが増えてくると思われるので、制度がもっと利用しやすいものになればと感じました。		
35	1	申立てから利用までに時間がかかり、必要な制度利用に結びつかなかった。急を要するケースで利用に至らなかった。		
36	2	○両親が亡くなり、その後保護者として対応できる身内がおらず、利用している事業所で金銭管理を受けている60歳台後半のケース。体力、認知機能低下がみられ、今後入院等による契約などで後見の利用が必要と思われ、包括センターに相談した。結果、市長申立てのケースとなるとのことであったが、前例がなく、制度利用が先送りになった。 ☆実際、制度利用が必要なケースであっても、申立人によっては、テンポよく利用できるとは限らない。制度利用に向けた方法・手段が一般住民、行政サイド共に浸透していないと感じる。又、後見・保佐人として対応できる、弁護士や司法書士が少なく、後見センターがあると、利用しやすくなると思う。	○年々、成年後見制度が必要であると思われる方が増えてきている現状にあり、身近な制度として、気軽に利用できる制度であれば良いと思う。	
37	2	障がいのある方が、そのきょうだいの制度利用申立てをしようとするのを支援していたが申立人自身の理解力もそれほど高いとはいえず、書類を整えたりするのが少し大変だと感じた(支援者が不慣れだったこともあるが) 申立人になり得る身内がいても、その人自身障がいがあったり支援が必要などきに、どのように支援していけば良いか。		
39	1	市長申立てについて 市の担当者に依頼してから後見人選任まで2年かかった。 市として権利擁護についてどのように考えているのかというあたりを市へどのように訴えたらよいのか。		
40	2	対象ケースがありませんでした。		
43	1	お金への執着があり、通帳を預かるのに時間がかかったこと。		

番号	事業所種別	6 貴事業所において、成年後見制度に関する相談や利用支援を行った中で、ご苦労されたことや課題となったこと	7 成年後見制度に対するご意見やお考えなど	8 成年後見センターもりおかに対するご意見・ご要望等
46	1	銀行や病院、施設など機関によって家族や知人での代行でも良しとする所、そうでない所があるため、「申立てをしたら良いのか」「メリットは」と聞かれて回答に苦慮することがある。		
48	2		関係者及び当事者家族の意識づけが重要と思います。	盛岡での取り組みが地方での取り組みに繋がるような情報発信を願います。
49	2	同一法人内の事業所における権の実地指導の際、多額の財産を有する方への金銭管理方法について対応の検討を求められた。多額の財産を所有している方が当事業所の担当ケースであることから、成年後見制度の利用についてご本人への説明等行うも、費用が高額になるためご本人が辞退した経緯がある。また、自分自身が理解できていないことが多いため説明も難しいことを痛感した。	経費面で当事者への負担が大きく、課題だと感じられる。また、もう少し利用しやすくわかりやすい制度にしてほしい。	
50	1	研修等に参加して制度についてある程度理解してはいるつもりだが、主担当として活動していく中で、親族調整の部分が精神的に負担に感じる。	財産のある人の利用する制度というイメージがまだまだ強いと思う。 財産のない人や虐待等の対応で成年後見制度を活用して、結果良い支援となった事例を多くしられるようになれば、前述したイメージも変わってくるのではないかと。	
51	1	圏域において申し立て支援等を行う機関があるため連携しながら対応している。今後、身寄りのないケースなど難しい課題があるが、行政、権利擁護センター等、関係機関が連携して対応していきたい。		
52	1	・相談担当が、後見申請を最後まで手伝ったケース・市長申立したケースが無く、経験に乏しい。 ・市民後見人はおり、圏域の事業で養成しているが、専門性を市民後見人がまだまだ不足している。		
54	1	具体的な申し立手続きや申し立費用を説明する時点で、相談者の意欲が低下する印象を受けることが多いと感じている。	医療同意や壮同等の本人死語の手続き代行業を期待されて相談に来る方の割合が多いが、実際の後見人にその役割は無く、制度とニーズのミスマッチを感じている。成年後見制度がその役割を担うかどうかも含め、ニーズに対応出来る制度が早急に必要である。現在の制度では、どの制度でもニーズに対応出来ず、支援出来ません。	上記の問題が解決出来るよう、各所にてご活躍されますよう、ご期待しております。

番号	事業所種別	6 貴事業所において、成年後見制度に関する相談や利用支援を行った中で、ご苦労されたことや課題となったこと	7 成年後見制度に対するご意見やお考えなど	8 成年後見センターもりおかに対するご意見・ご要望等
55	1	主治医が適切な診断書を作成してくれなかった。 (主治医が、制度について十分な理解をしていないのでは無いかと思うような言動があった。)		
56	2	4につきる。 *申立手続きの簡素化、申立費用の軽減、後見等報酬に対する公的な補助の実施	1 行政から住民への周知が行われていない 2 行政が、積極的に経済的補助等整備し充実してもらいたい 3 行政の担当職員に勉強してもらいたい	年 1 回は、行政やしゃきよの担当職員を対象とした研修を行ってほしい
57	1	申立手続きが複雑であり、時間がかかるため支援者の負担が大きい。	後見人等が支援出来る範囲と本人・家族が望む支援にギャップがあると感じる。	
60	2	精神障がい者の症状の波による判断能力の揺れに対する支援、揺れが継続していく状況で、判断できる時は利用したくなりという気持ちと、不安定時の危険な判断に伴う行動がある方への支援。	後見人の不足に対する育成事業やその後のフォローアップの必要性。 後見人が決まると全てお願いできると思い距離をとりがちな家族との関係性の難しさがある。 誰もが正しく理解し活用できる制度になっていけばと思います。	
61	2	・支援者の成年後見制度に対する理解が十分ではない。 ・制度の利用にあたり、申立人を選定することが難しい場合がある。	・計画相談を行うものとして、本人の意思決定が重要と考えているが、後見人の決定権はどこまでなのか迷うことがある。障がいが高くても本人の意思を尊重できるような関わりをしていきたいと考えている。 ・もう少し身近な制度となるように認知度を上げたり、相談できる場を作ったほしい。	
64	1	見よりのない、あるいはあっても障害がある方で申立が困難な事例で、市長申立が必要な事例があった。地域ケア会議に司法書士さんにも参加いただき、市長申立が必要との結論で、市の方へ相談したが「予算がない」「前例がない」等の理由で市長申立をするまでに数ヶ月がかかり、その間にその対象者は入院したり施設入所したり・・・。後見人が決まって1ヶ月もしないうちに対象者はなくなってしまった。時間がかかりすぎて課題と思う。	必要な制度で今後利用する方もどんどん増えてくると思うが、書類の準備、手続きなどが複雑で時間がかかる。又、後見人になってくれる受け皿も少なく需要と供給のバランスが増々悪くなっていくと思われる。金銭面でも負担が大きいので利用できない方も多くいると思います。	何かの際にはご相談させていただきたいと思います・宜しくお願いします。

番号	事業所種別	6 貴事業所において、成年後見制度に関する相談や利用支援を行った中で、ご苦労されたことや課題となったこと	7 成年後見制度に対するご意見やお考えなど	8 成年後見センターもりおかに対するご意見・ご要望等
66	1	<p>・親族等への制度説明しても、申請手続きの煩雑さや費用面から申立に対して消極的になってしまう。申し立てできることが限られており、安易に市町村申立へつなぐこともできないため、必要に応じて対応せざるを得ないということに葛藤を感じる。</p>		
68	2	<p>本人と申立人となった親族の居住地が離れていたため、必要書類、申立書類お記入方法の説明や添付書類をそろえるためのやり取りに時間がかかってしまった。また、申立書類の準備に手間取ったため、本人の資産状況に変化が出るたびに書類を変更しなければならなかった。</p> <p>成年後見制度に関する相談を受け、本人及びご家族に付き添い、家庭裁判所に直接相談に行ったが、制度利用について本人やご家族がわかるように具体的に説明はしてもらえず、理解できないままに帰されてしまった。</p> <p>経済的な余裕がなかったことから、市町村窓口にて市町村申立を相談したが、年度内の予算枠外である等よくわからない理由で断られてしまった。</p>	<p>制度利用が必要であると判断される相談を受けても、家庭裁判所で管理が必要な財産の有無だけで判断されてしまうことがあるので、本人及びご家族の状況について十分把握し、申立可能かどうか判断してほしい。</p> <p>身寄りがなかったり、経済的な余裕がなかったりするケースには積極的に市町村申立を受け入れたほしい。制度利用の促進がいられているが、行政側の姿勢が消極的であると感じられる。</p>	
69	1	<p>親族が申立を面倒がる。裁判所まで数回足を運ぶのが大変。</p>		
72	2	<p>財産管理のうで親亡き後を心配した家族からの相談・・・</p> <p>精神障害者の当事者と後見人の人選や時期等で意見が合わず保留になっている。</p>		
73	1	<p>申立手続きの複雑さにより、本人又は家族申立を断念し、費用をかけて専門家等へ依頼せざるを得ない事例もあり、手続きの簡素化について検討が必要と思われる。</p>		
74	2	<p>障害者相談支援事業所です。現在約150件の者・児の計画相談を立てております。その内約3分の1の方が50歳代の方です。そのため、保護者の方は80歳代の方が多く、各種手続き、金銭管理が困難な状況になってきました。今後、日常生活自立支援事業（あんしんねっと）、成年後見制度を利用したいという声が挙がっております。</p>		<p>利用者の方に紹介させていただいております。一度ご挨拶にお邪魔させていただきたいと思っております。</p>

番号	事業所種別	6 貴事業所において、成年後見制度に関する相談や利用支援を行った中で、ご苦労されたことや課題となったこと	7 成年後見制度に対するご意見やお考えなど	8 成年後見センターもりおかに対するご意見・ご要望等
75	1	<ul style="list-style-type: none"> ・独居老人で老健入所中。親戚の協力を断られ、市町村申立。成年後見人が出来ない支援への対応をどうするか。 <出来ない対応支援> ・医療行為への同意 ・身元保証と死後の対応 		もっと PR をお願いします。
76	1	<ul style="list-style-type: none"> ・資力に余力がない場合の申立費用を捻出することが難しかった。 ・支援川としては、制度活用が望ましいと感じても、本人の理解が得られていない場合等「もう少しわかりやすければ・・・」と思う時がある。 ・親族が不在で市長申立にも該当せず、本人の判断能力が低下していても「本人申立」しか手段がない時がある。 	制度の仕組みを理解してもらいために、何度もくり返して説明を行っていますが、「難しい」という声が聞かれます。わかりやすい仕組み作りが必要と思われます。	
77	2			現在は相談はない状況ですが、今後お世話になる機会がありますので、よろしく願います。
78	1	本人、親族申しての場合、手続きに必要な書類の準備等が大変だという理由で申立を行わない。又、時間がかかる場合が多い。		
79	2	必要性があるケースほど、中心となって申立等をする親族等がないことが多く、どこが基点となるか悩ましく思うことがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの簡略化 ・伴走もしくは代理申請していただける存在の必要性 	・県中央部だけでなく、複数圏域にできてほしい
80	1		成年後見制度は、介護保険制度と両輪をなす制度ということで、従来の禁治産・準禁治産者制度に替わって創設されたわけですが、①家庭裁判所への申立、②多額な申立費用、③制度の厳格さ・複雑さから、一般市民にはハードルが高い制度のように思われます。また、成年後見制度もさることながら、現在、医療・介護機関にて「身元保証人」を必要とする場面が多々あります。しかし、家族・親戚等と本人が疎遠になっているケースが少なくないことから、身元保証人探しに苦慮しているのが現実です。身元保証人の確保又は身元保証人が無くてもスムーズに医療・介護サービスが受けられる制度の創設が待たれるところ です。	

番号	事業所種別	6 貴事業所において、成年後見制度に関する相談や利用支援を行った中で、ご苦労されたことや課題となったこと	7 成年後見制度に対するご意見やお考えなど	8 成年後見センターもりおかに対するご意見・ご要望等
81	1	・本人の理解力が低下しているが、親族関係疎遠で申立の協力いただくことが困難なケースが増えているが、なかなか市町村申立につながらないこと多く、制度申請につなげる支援での困難さを感じる。		
82	2	これまで、相談は何件も対応してきましたが、実際に申立につながったケースは非常に少ないのが現状です。制度を利用することで、その方の生活を大きく変化させることが出来ないため、結果的に話しが流れていってしまう。自分の無力さを感じています。	後ろ向きな意見で申し訳ありませんが、最近の成年後見制度の状況（実態）を見てみると、自分が思っていたような寄り添い型支援とは大分違ったものになっているように感じています。私が当初、成年後見制度に抱いていた期待が、あまりにも大き過ぎたのかもしれない。	
83	2	実際に相談や利用支援がなかった。	成年後見制度利用に関する相談や利用支援は、今後対応が必要になると感じているが、どのようなタイミングで制度の利用を考えていくのか判断が難しいと感じているところもため、関係機関と連携が必要と感じています。	特にありません。
84	1	後見候補者の確保が困難。		認知症高齢者の受任や対象エリアを盛岡広域に広げていただければ、連携が促進されるものと思います。
86	2	障がいのある方の後見を申請し、受けていただくまでの手続き等のハードルが非常に高いです。 市町村申立のハードルは更に高い。		
88	1	・本人の財産や家族が多く、申立までに時間がかかっており、数ヶ月経っても申立にいたっていない。・任意後見制度の利用を希望している方の支援をした際、ご本人から虚偽の情報提供があり、支援困難であった。その為、専門機関に結びつけ終結したケースあり。	・後見人となる人が圧倒的に足りないと思われます。お金のない人で制度を利用することが、今後困難になるとと思われます。	
89	2	・担当ケースで財産管理のトラブルから、家族が成年後見事業所への強い不信感を持ってしまい、成年後見制度への移行が滞っている。	・成年後見制度でも依頼者とのトラブル回避の為、成年後見事業所及び後見人の資質、スキルアップも望まれる。	
93	2		この制度に対する相談はなかったが、この制度が今後必要になるのではないかと思われるケースは居ます。研修機会が有ったら参加したいと思っています。	成年後見センターを今回のアンケートで知りました。今後成年後見を必要とした方との関わりで相談できるのであれば大変力強く思います。

番号	事業所種別	6 貴事業所において、成年後見制度に関する相談や利用支援を行った中で、ご苦労されたことや課題となったこと	7 成年後見制度に対するご意見やお考えなど	8 成年後見センターもりおかに対するご意見・ご要望等
94	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村申立において、親族調査に時間がかかること。 ・市町村申立マニュアルがなく、権が市町村マニュアルを参考にした。県で統一したマニュアルが必要。 ・法律が関わってきたときに、すぐ相談できる弁護士、司法書士がいると良い。（今回は同号支援センター弁護士に相談。）もしくはケースワーク構築の必要性あり。 生保受給者や低所得者への利用支援制度の拡充。	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県内で市町村申立を行う場合の統一したマニュアルがあると良い。全国的には訴町村単位で作成している所、県社協が作成している所があるが、県がまとめていただくと統一がとれて良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者総合相談センター以外にも後見制度利用相談ができるのでとても有難い。今後ぜひ利用させて頂きたいと思います。
95	2	具体的な経費がいくらくらいになるかわからない時点で制度の利用を進めるにあたり、経費負担の心配を十分に説明することが難しかった。 収入と経費の一応示すものがあれば助かります。	分かっているようで分かっていないのが成年後見制度でもあります。 具体的事例を中心にした研修や説明会の充実が必要と思います。	
96	2		制度を身近に感じる事が出来ずにおります。 障がいを持つ子の親の方々からは、そのようなタイミングで制度利用の手続きを進めたらいいのかわかりません。 書面だけのわずかな知識しかない自身であり、制度利用を促せない力不足もあるかと感じています。	
98		早急に対応が必要であったが、市町村長申立に市が消極的であった。 申立費用、報酬支払い困難者に対する支援。		

<あしがき>

本調査では、県内の地域包括支援センター及び障がい者相談支援事業所の皆様には、お忙しい中であって、調査にご協力をいただき大変ありがとうございました。

各事業所には、広範囲で多様な業務がありますが、成年後見制度の利用支援についても、多くの事業所において熱意ある取り組みを進めておられることが、調査集計の過程ではつきりと見えてきました。

調査の実施主体である、成年後見センターもりおかは、成年後見制度の普及、利用支援、成年後見等の受任をその役割と使命としておりますが、今回の調査結果をもとにしてさらに取り組みを充実して参りたいと考えております。

なお、本調査の実施にあたり、調査研究委員会を設置いたしました。各委員の皆様は、ここに御礼を申し上げます。

「成年後見制度の利用支援に関する調査研究委員会」委員（敬称略 順不同）

社会福祉士 坂口繁治

社会福祉士 佐久山久美子

社会福祉法人カナンの園 ヒソブ工房 阿部孝司

盛岡広域圏障害者地域生活支援センター MY夢 工藤宏行

成年後見センターもりおか 高橋安夫

成年後見センターもりおか 齊藤芳広

成年後見センターもりおか 赤羽卓朗

<問い合わせ先>

認定特定非営利活動法人成年後見センターもりおか

〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1丁目4番10号（第二産業会館3階）

電話・F a x 019-626-6112